

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和2年6月23日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
京都府福知山市宇堀(水内)945番地		福知山市上下水道部 福知山市上下水道事業管理者職務代理者 上下水道部長 今井 由紀 電話0773-22-6503					
主たる業種	水道業	細分類番号	3	6	0	0	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで						
基本方針	平成26～28年度実績の平均を基準とし、令和2年までの3年間で年率4%以上削減する。						
計画を推進するための体制	上下水道部長を統括者とし、各所属課にて、エネルギー管理員及びエコ推進員が中心となって排出量削減の推進に取り組む。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	12,102.1 トン	12,081.1 トン	11,917.7 トン	11,833.8 トン	-1.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	12,073.6 トン	12,081.1 トン	11,917.7 トン	11,833.8 トン	-1.1 パーセント	
	実績に対する自己評価	下水処理施設の統合で、温室効果ガス排出量は減少したものの、目標である4%の削減までは至らなかった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業所及び水道施設	事業活動に伴う排出の量 (配水量(千m <sup>3</sup> )×10)	3.82	3.94	3.78	3.87	1.14 パーセント
	下水処理施設	事業活動に伴う排出の量 (流入下水量(千m <sup>3</sup> )×10)	3.78	3.69	3.72	3.95	0.18 パーセント
	実績に対する自己評価	水道施設・下水処理施設の配水量及び流入下水量は減少しており、結果として温室効果ガスの排出量削減となったが根本的な改善には至っておらず、新たな温室効果ガス排出量削減の施策を取り組んでいく必要がある。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		33.0 パーセント	52.0 パーセント	52.0 パーセント	52.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	・福知山終末処理場内エアコンの更新 ・下水処理施設(三河汚水処理施設、今西中汚水処理施設)の統合					
	(30)年度	下水処理施設(下豊)の統合活動(※統合完了ではない)					
	(31)年度	各施設照明のLED化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特になし。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	H30まで毎月第2木曜日をノーマイカーデーとしていたが、所在地が公共交通機関を使用しづらい場所であるため、継続が困難であると判断した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	毎年夏に、みどりのカーテン事業を実施している。						
特記事項	2020年4月1日に代表者が変更						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。